　0601-02-01



一般社団法人日本原子力学会

日米欧原子力学生国際交流事業運営小委員会メール審議細則

平成28年10月21日　第1回国際活動委員会承認

（目的）

第１条　本細則は，日米欧原子力学生国際交流事業運営小委員会（以下，「委員会」という）規約第９条第２項の定めに基づき，委員会の円滑な決議および次回委員会までの必要事項の審議を効率的に運営することを目的として定めるものである。

（委員会メール審議可否の判断要請）

第２条　メール審議を求めたい担当委員は，委員長または副委員長（委員長不在の場合）に案件の審議可否の判断を要請する。

２　緊急案件および前回委員会審議事項で電子メール扱いが承認された案件に限定する。

３　メール審議は，委員長または副委員長（委員長不在の場合）の名のもとにおこなう。

（メール審議の発信制限）

第３条　メール発信者は，委員長，副委員長，または幹事とする。

（審議案件の表示）

第４条　発信内容は受信者にとって，わかりやすい表示および内容とする。

２　タイトル欄の頭に，【日米欧交流事業運営小委員会メール審議mm/ddまで】と表示する。なお，緊急案件の場合は，【日米欧交流事業運営小委員会緊急メール審議mm/ddまで】と表示する。

３　審議案件は明確な表現にて下記を簡潔にまとめる。

　　　①審議案件

　　　②審議依頼内容

　　　③賛否回答の要請（依頼は賛成，反対を明確に表明できる構成とする。）

　　　④回答期限（日時，時間を明確にする。）

４　メール審議は出来るだけテキスト（文章）送付とし資料添付は避ける。どうしても資料添付が必要な場合はその容量に十分留意する。

５　メール審議に必要な資料は，事務局より委員に送付する。

（回答期限の設定）

第５条　緊急メール審議を除き，第２条の審議可判断後，1週間以上の審議期間を設ける。

（メール審議参加者）

第６条　委員会のメール審議に参加するものは，委員とする。

（回答の返信）

第７条　メール審議を求められた委員は，その回答を発信者に返信する。また，審議結果は，発信者が取り纏め委員に配信するものとする。

（棄権認定）

第８条　回答がない場合は棄権とみなす。

（決議）

第９条　委員会委員の在任数の3分の2以上の返信をもってメール審議が成立したとみなす。委員の棄権を除いた有効数の過半数を持って決議とする。可否同数の場合は委員長の判断による。

（メール審議の保管）

第10条　メール審議にかかわるメールは，幹事が保管する。

（改定）

第11条　本細則の改定は，国際活動委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成23年2月4日　第3回国際活動委員会制定，平成23年4月1日施行  
委員会内規の規約への変更にともない制定

２　改定履歴

1. 内規を細則に変更　平成28年10月21日　第1回国際活動委員会承認，平成28年11月30日　第5回理事会報告

附則

１　平成28年10月21日改定の細則は，国際活動委員会承認の日から施行する。